

行政報告(追加)

1 消費税改定に伴う使用料等の見直しについて

本年10月1日に、消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、公共施設の使用料や入館料及び水道料金などの町の公共料金見直しを検討しているところであります。

使用料等の見直しにあたっての基本的な方向性についてですが、水道料金は、これまでも水道事業が消費税納税事業者となっていることから、10月1日の料金改定に向け定例会9月会議において、引き上げる内容での条例改正案を提案することとしております。

なお、その他の使用料など消費税増税相当分の見直しについては、現在庁内において各課で所管する使用料等の検証を行っているところでありますが、年度途中ということや費用対効果などを総合的に考慮し、10月1日からの消費税増税相当分に係る使用料等の見直しは行わず、来年4月1日に向けて新年度予算編成などとともに、更に検討を進め、議会に対し検討結果を踏まえ年度内に報告の上、議論していただくこととしておりますので、予めご理解をお願いいたします。